

秋田県完全週休二日制モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事であって、完全週休二日の確保を求め、又は実施するかどうかを選択させるもの（以下「モデル工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。ただし、契約工期の間に1週間とならない期間があるときには、当該期間を1週間となる期間ごとに区分した各区分を1週間とみなす。
- (2) 休日 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに発注者が別に定める日をいう。
- (3) 作業 当該モデル工事に関する業務をいう。
- (4) 完全週休二日 契約工期の間の1週間における休日に、当該モデル工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）を作業に従事させないことをいう。
- (5) 週数 契約工期に含まれる1週間の数をいう。

(休日)

第3条 発注者は、当該モデル工事（発注者指定型（モデル工事のうち、発注者が受注者に完全週休二日の確保を求めるモデル工事をいう。以下同じ。）又は受注者希望型（モデル工事のうち、受注者が完全週休二日の実施を選択することができるモデル工事をいう。以下同じ。））であって受注者が完全週休二日の実施を選択したものに限る。以下この条及び第6条において同じ。）の受注者に対し完全週休二日の確保又は実施を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監督職員は休日に現場代理人等を作業に従事させることができる。ただし、受注者との協議により、当該作業に従事した日の翌日から起算して20日以内の日（休日を除く。）を作業に従事しない日としなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、監督職員は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。
 - (1) 当該モデル工事の工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
 - (2) 当該モデル工事の工事現場の安全を確認するための巡視活動
 - (3) 当該モデル工事の工事現場の安全を確保するための警備活動
 - (4) 監督職員の指示により行う作業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者が別に定める行為

(モデル工事の指定等)

第4条 モデル工事は、次に掲げる要件を満たす建設工事のうち、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監一134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

- (1) モデル工事に指定されることにより全体事業計画に支障が生じない建設工事であること。
 - (2) 発注時に冬期屋外工事の歩掛補正の対象とならない建設工事であること。
 - (3) 工事現場が市街地又はその近郊である建設工事であること。
- 2 モデル工事は、次に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。
- (1) 発注者指定型
 - (2) 受注者希望型

(工事成績評定)

第5条 発注者は、次の各号に掲げる値（完全週休二日を確保し、又は実施することができた1週間の数を週数で除して得た値（その数に小数点以下1位未満の数があるときは、これを切り捨てた値）をいう。）の区分に応じ当該各号に定める点数を当該受注者に係る工事成績評定（創意工夫）に加算するものとする。

- (1) 0.8から1.0まで 3点
 - (2) 0.7 2点
 - (3) 0.6 1点
- 2 第2条第1号ただし書の規定によりみなされた1週間に休日が含まれないときには、当該1週間を完全週休二日を確保し、又は実施することができたものとみなして前項の値を算出するものとする。

(留意事項)

第6条 モデル工事にあつては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 次に掲げる場合を除き、契約工期の延長をすることができないこと。
 - ① 第3条第2項ただし書の作業に従事しない日を契約工期内に指定することができない場合
 - ② 契約事項の規定により契約工期を延長する場合
- (2) 作業の緊急性その他の真にやむを得ない事由による場合を除き、第3条第3項第4号の指示をすることができないこと。
- (3) モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、発注者はモデル工事の指定を解除することができること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管－996 一部改正）

1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県完全週休二日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。